

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

## 規 則

- 行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課) 一
- 宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) 一
- 家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則 (畜産課) 二

## 規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十三号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

別表第二宮城県保健福祉部指定管理者選定委員会の項の次に次のように加える。

宮城県災害  
甲慰金等支  
給審査会

東日本大震災に係る災害甲慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)第一条に規定する災害甲慰金等の支給に関すること。  
東日本大震災による死亡又は障害であるか否かの審議に関すること。

震災援護室

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十四号

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県県税条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の三第一項中「第七十三条の二十七の九」を「第七十三条の二十七の六」に改める。

第三十四条第一項中「第十三項まで」を「第九項まで」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「第七十三条の第十四第八項」を「第七十三条の第十四第六項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第四号中「第七十三条の第十四第九項」を「第七十三条の第十四第七項」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「第七十三条の第十四第十項」を「第七十三条の第十四第八項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号を削り、同項第七号中「第七十三条の第十四第十二項」を「第七十三条の第十四第九項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第八号を削り、同項第九号を第五号とする。

様式第六十一号(その三)中「被災した」を「被災した(警戒区域設定指示区域内に所在した)」に改め、

上記のとおり県税減免条例第4条又は附則第13項の規定によつて不動産取得税の減免をされるよう事実を証する書面を添えて申請いたします。

年 月 日

宮城県

所長 殿

申請者 住所

氏名(名称)

電話番号

㊞

上記のとおり県税減免条例第4条、附則第13項、附則第16項又は附則第19項の規定によつて不動産取得税の減免をされるよう事実を証する書面を添えて申請いたします。

年 月 日

宮城県

所長 殿

申請者 住所

氏名(名称)

電話番号

㊞

に

を





様式第7号(第10条関係)

殺処分家畜の報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

家畜防疫員 印

家畜伝染病予防法第17条の2第5項の規定により、殺処分した家畜を下記のとおり報告します。  
記

通番号	畜種	名号 (個体識別 番号)	性	年齢	毛色	産地	用途	指定月日	殺月日	評価額	所有者 住所氏名

様式第四号の次に次の様式を加える。

様式第5号(第9条関係)

殺処分を要する家畜の報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

家畜防疫員 印

家畜伝染病予防法第17条の2第5項の規定により、殺処分を要すべき家畜を下記のとおり報告します。

記

番号	畜種	名(番号)	性	年齢	毛色	産地	用途	指定月日	殺処分予定日	所有者住所氏名

附 則  
この規則は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。